

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3876340号
(P3876340)

(45) 発行日 平成19年1月31日(2007. 1. 31)

(24) 登録日 平成18年11月10日(2006. 11. 10)

(51) Int. Cl. F I
E05C 9/12 (2006.01) E O 5 C 9/12
E05B 9/08 (2006.01) E O 5 B 9/08 F

請求項の数 7 (全 6 頁)

<p>(21) 出願番号 特願平9-537574 (86) (22) 出願日 平成9年4月8日(1997.4.8) (65) 公表番号 特表2000-508727(P2000-508727A) (43) 公表日 平成12年7月11日(2000.7.11) (86) 国際出願番号 PCT/DE1997/000727 (87) 国際公開番号 W01997/040247 (87) 国際公開日 平成9年10月30日(1997.10.30) 審査請求日 平成16年1月30日(2004.1.30) (31) 優先権主張番号 29606992.2 (32) 優先日 平成8年4月19日(1996.4.19) (33) 優先権主張国 ドイツ(DE)</p>	<p>(73) 特許権者 エムカ ベシユラークタイレ ゲゼルシヤ フト ミット ベシユレンクテル ハフツ ング ウント コンパニー コマンデイト ゲゼルシヤフト ドイツ連邦共和国 デー—4 2 5 5 1 フ エルベルト ランゲンベルゲルシユトラ— セ 3 2 (74) 代理人 弁理士 中平 治 (72) 発明者 ザウエルランド, マンフレート ドイツ連邦共和国 デー—4 5 1 4 4 エ ツセン ビユツツシユトラ—セ 4</p>
---	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 係止取付けのために構成された棒鎖錠装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ロックのためにキャビネット本体に取付けられた鎖錠装置保持体と共同動作するロック手段を有しかつキャビネット内部において開き位置とロック位置との間において可動であるロック棒(27)の装置を有し、その際、ロック棒(27)を駆動するために、外側のロック棒(27)をつるす結合部(28)を有する短い棒(16)を案内するように収容する2分割された錠箱(13)が設けられており、この錠箱が、キャビネットドア(10)の外側に配置された操作装置(20)によって回転可能でありかつその中に設けられた短い棒(16)のための駆動部材を有し、かつその際、錠箱(13)の第1の部分(14)が、ドア通口(11)を通して差込み可能でありかつ基礎板(12)に一体に結合された基礎板の突起によって形成されており、かつ錠箱(13)の第2の部分(17)が、第1の部分(14)と同形に構成されており、かつ基礎板(12)が、第1の錠箱部分(14)の側方に構成されたばね片(15)を介してドア通口(11)内において係止可能である、とくに薄壁のスイッチキャビネットにおけるキャビネットドア(10)をロックする棒鎖錠装置において、短い棒(16)が、その寸法について、錠箱(13)内に押込まれたその位置において、第1の錠箱部分(14)の外側寸法を越えて突出しないように構成され、かつ錠箱(13)内に配置されており、かつ錠箱(13)が、錠箱(13)内に押込まれた短い棒とともにあらかじめ組み立てられた状態において、ドア通口(11)を通過して案内することができることを特徴とする、とくに薄壁のスイッチキャビネットにおけるキャビネットドア(10)をロックする棒鎖錠装置。

10

20

【請求項 2】

ばね片(15)が、第1の錠箱部分(14)の長手側においてそれぞれ錠箱(13)の4つの角点の近くに配置されていることを特徴とする、請求項1に記載の棒鎖錠装置。

【請求項 3】

複数のばね片(15)が、異なった材料厚さを有するキャビネットドア(10)のドア通口(11)に係止するために、基礎板(12)の方に向けられたその係止縁及び基礎板(12)のそれぞれ異なった間隔を置いて配置されていることを特徴とする、請求項1又は2に記載の棒鎖錠装置。

【請求項 4】

第2の錠箱部分(17)が、操作装置(20)の軸に噛み合った中央のねじ(22)を介して、第1の錠箱部分(14)に保持されていることを特徴とする、請求項1ないし3の1つに記載の棒鎖錠装置。

10

【請求項 5】

第2の錠箱部分(17)が、所属の形状結合構成部(18, 19)の係止によって第1の錠箱部分(14)に結合されていることを特徴とする、請求項1ないし3の1つに記載の棒鎖錠装置。

【請求項 6】

ロック棒の装置に対して同一面内にある長方形の2つのドア通口内に取付ける、棒鎖錠装置において、第1のドア通口(11)内に、錠箱(13)及び短い棒(16)を有する基礎板(12)が係止可能であり、かつ第2のドア通口(23)内に、所属のばね片(15)を介して外側にあるシリンダ錠(25)を有する板(24)が係止可能であり、このシリンダ錠の錠カムが、シリンダ錠(25)の閉鎖位置において、第2のドア通口(23)に延びたロック棒(27)の切り欠き(26)内にはまっており、かつシリンダ錠(25)の開き位置において、このロック棒を釈放していることを特徴とする、請求項1ないし5の1つに記載の棒鎖錠装置。

20

【請求項 7】

第2のドア通口(23)が、ドア通口(23)内に挿入可能なかつ所属のばね片(15)を介して係止可能な目隠し板によって覆うことができることを特徴とする、請求項6に記載の棒鎖錠装置。

【発明の詳細な説明】

30

本発明は、ロックのためにキャビネット本体に取付けられた鎖錠装置保持体と共同動作するロック手段を有しかつキャビネット内部において開き位置とロック位置との間において可動であるロック棒の装置を有し、その際、ロック棒を駆動するために、外側のロック棒をつるす結合部を有する短い棒を案内するように収容する2分割された錠箱が設けられており、この錠箱が、キャビネットドアの外側に配置された操作装置によって回転可能でありかつその中に設けられた短い棒のための駆動部材を有し、かつその際、錠箱の第1の部分が、ドア通口を通して差込み可能でありかつ基礎板に一体に結合された基礎板の突起によって形成されており、かつ錠箱の第2の部分が、第1の部分と同形に構成されており、かつ基礎板が、第1の錠箱部分の側方に構成されたばね片を介してドア通口内において係止可能である、とくに薄壁のスイッチキャビネットにおけるキャビネットドアをロックする棒鎖錠装置に関する。

40

このような棒鎖錠装置は、ドイツ連邦共和国特許出願公開第2654591号明細書に記載されており；公知の棒鎖錠装置において、結合部分と称する第1の錠箱部分は、すでに相応するばね片を介してドア通口内に係止可能であるが、剛体のハウジング部分として結合部分にそれ自体完全に一致するように構成された第2の錠箱部分は、押込んだ状態においても第1又は第2の錠箱部分の輪郭を越えて突出しないような短い棒の装置を有するので、短い棒を案内する第2の錠箱部分は、第1の錠箱部分がドア通口内に固定され、かつ係止されたとき、ドアの裏側によって初めて第1の錠箱部分に取付けることができる。そのために相応して設けられたスリー部内にはまった取付けねじを有するねじ結合部が構成されている。

50

公知の棒鎖錠装置に、なおめんどろな取付けの欠点が結び付いている。なぜなら第2の錠箱部分は、別個の取付け段階において初めて、第2の錠箱部分に被せることができ、かつこれに現場で、したがってすでに取付けられたドアに結合することができるからである。それ故に本発明の課題は、特別の取付け手段及び工具使用なしに、1つの取付けステップにおいてキャビネットドアに取付けることができる類概念のような棒鎖錠装置を使用できるようにすることにある。

本発明は、その基本思想において次のことを前提としている。すなわち短い棒が、その寸法について、錠箱内に押込まれたその位置において、第1の錠箱部分の外側寸法を越えて突出しないように構成され、かつ錠箱内に配置されており、かつ錠箱が、錠箱内に押込まれた短い棒とともにあらかじめ組み立てられた状態において、ドア通口を通して案内することができ、本発明に次のような利点が結び付いている。すなわちキャビネットドアにおけるすでに予備組み立てされた既存の棒鎖錠装置の最終組み立ては、別の取付け手段及び工具を全く使用することなく行なうことができる。ロック棒をつるす短い棒をすでに有するここに取付けられた錠箱とともに基礎板をドア通口を通して差込み、かつ基礎板を押すことによって錠箱をドア通口内に完全なものとして係止するだけでよく、その際、錠箱にあるそれ自体公知のばね片は、ドア板の後に引っ掛かる。

本発明の実施例によれば、ばね突起は、棒鎖錠装置の係止の相応する安定性を確保するために、第1の錠箱部分の長手側においてそれぞれ錠箱の4つの角点の近くに配置されている。

本発明の実施例によれば、次のことが考慮されている。すなわち複数のばね片が、異なった材料厚さを有するキャビネットドアのドア通口に係止するために、基礎板の方に向けられたその係止縁及び基礎板のそれぞれ異なった間隔を置いて配置されている。これに次のような利点が結び付いている。すなわち例えば通常のキャビネットドアは1.5mm又は2mmの材料厚さを有するように構成されているので、棒鎖錠装置は、異なった材料厚さを有するキャビネットドアに取付けるように構成されている。ばね片が、外側にある基礎板まで1.5mmないし2mmのその係止縁の間隔を有する場合、基礎板は、その他の処置なしにこのような異なったドアに係止することができる。

本発明の実施例によれば、第2の錠箱部分は、操作装置の軸に噛み合った中央のねじを介して、第1の錠箱部分に保持されており、その際、この取付けは、すでに棒鎖錠装置の予備組み立ての際に行なうことができる。

本発明の実施例によれば、第2の錠箱部分が、所属の形状結合構成部の係止によって第1の錠箱部分に結合されていると目的に合っており；第1の錠箱部分と第2の錠箱部分のこの結合の際にも、錠箱内における操作装置の軸の保持が必要である。しかし本発明のこの構成に、次のような格別の利点が結び付いている。すなわち操作装置の交換は、軸を保持するねじをゆるめた後に錠箱を外すことなく行なうことができる。

類概念を形成するヨーロッパ特許第0261266号明細書において、公知の棒鎖錠装置の実施例も、長方形の2つのドア通口に取付けるために使われるものであるかぎり、ここでは第2のドア通口は、操作装置として揺動レバーを装備した棒鎖錠装置の取付けの際に、揺動レバーにあるシリンダ錠を収容しかつロックするために使われる。スイッチボックスにこのような穴が形成されているかぎり、本発明の実施例によれば、次のことが考慮されている。すなわち第1のドア通口内に、錠箱及び短い棒を有する基礎板が係止可能であり、かつ第2のドア通口内に、所属のばね片を介して外側にあるシリンダ錠を有する板が係止可能であり、このシリンダ錠の錠カムが、シリンダ錠の閉鎖位置において、第2のドア通口に延びたロック棒の切り欠き内にはまっており、かつシリンダ錠の開き位置において、このロック棒を釈放している。これには次のような利点が結び付いている。すなわち操作装置がボックススパナのためだけに構成されている場合に、棒鎖錠装置の追加的な安全が与えられている。

2つのドア通口を有する穴形成が考慮されており、かつシリンダ錠を介した追加的な安全が不要と思われるかぎり、第2のドア通口は、ドア通口内に挿入可能なかつ所属のばね片を介してこの中に係止可能な自隠し板によって覆うことができる。

10

20

30

40

50

図面に本発明の実施例が示されており、これらの実施例を次に詳細に説明する。ここでは：

図 1 は、ドア通口内に取付けるための棒鎖錠装置を概略的な表示で示し、

図 2 は、図 1 による棒鎖錠装置を側面図で示し、

図 3 は、ロック棒の追加的な閉鎖可能なロック部を備えた 2 つのドア通口に取り付けるための棒鎖錠装置を示し、

図 4 は、図 3 の対象を側断面図で示している。

図 1 から明らかなように、切り欠いて示されたキャビネットドア 10 は、ドア通口 11 を有し、このドア通口内に棒鎖錠装置を取付けることができる。棒鎖錠装置は、基礎板 12 を有し、この基礎板に、ドア通口 11 を通して差込み可能な錠箱 13 があり、その際、錠箱 13 の第 1 の部分 14 は、基礎板 12 に一体に結合されており；錠箱 13 のこの第 1 の部分 14 にばね片 15 が取付けられており、これらのばね片は、ドア通口 11 内に錠箱 13 を差込んだ際に、基礎板 12 の方に向いたその係止エッジによってドア 10 の板に係止し、したがって基礎板 12 を錠箱 13 とともにドア通口 11 内に固定する。

10

図 2 から明らかなように、ばね片の係止縁が例えば 1.5 mm 及び 2 mm のドア厚さに設定された基礎板 12 の面までのそれぞれ 1 つの間隔を有することによって、ドア 10 の種々の材料厚さに対してそれぞれ 2 つの異なったばね片 15 が構成されている。

錠箱 13 は、ドア内側に被せられた錠箱の第 2 の部分 17 によって完全にされ、その際、この第 2 の錠箱部分 17 は、第 1 の錠箱部分 14 に設けられた切り欠き 19 内に係止した係止フック 18 を介して、第 1 の錠箱部分 14 に係止可能である。このように形成された錠箱 13 内において、短い棒 16 が可動であり、かつ錠箱 13 内に支持されたピニオン 21 によって駆動可能に案内されており、その際、短い棒 16 は、その外側端部に保持突起の形の結合装置 28 を有し、この結合装置に、図 4 から明らかなように、ロック棒 27 をつるすことができる。錠箱 13 内に支持されたピニオン 21 は、操作部 20 を介して回転可能であり、その際、錠箱 13 内にこの操作部を保持するために操作部 20 の軸内に、ねじ 22 がねじ込み可能である。短い棒 16 は、その寸法について、図 1 から明らかなように、押込まれた位置においてドア通口を通して差込み可能な第 1 の錠箱部分 14 の外側寸法を越えて突出しないように構成されている。

20

図 3 及び 4 において、2 つのドア通口内に取付けるように構成された棒鎖錠装置を有する本発明の別の実施例が設けられており；その際、ここにあるシリンダ錠 25 を有する第 2 の板 24 が設けられており、この板は、第 2 のドア通口 23 内に係止可能であり、その際、シリンダ錠 25 の詳細には図示されていない錠カムは、所属のロック棒 27 に設けられた切り欠き 26 内にはまっているので、シリンダ錠 25 の閉鎖位置において、ロック棒 27 の位置移動は阻止されているが、一方シリンダ錠 25 の開き位置において、ロック棒 27 は釈放されているので、操作部 20 の回転を介して棒鎖錠装置は、その開き位置とその閉鎖位置との間において可動である。

30

【 図 1 】

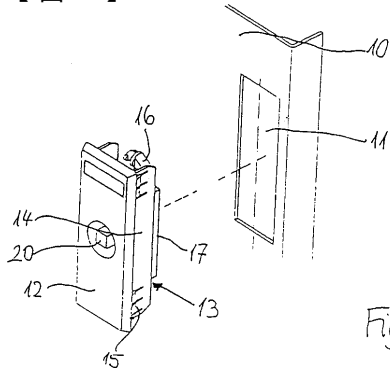


Fig.1

【 図 3 】

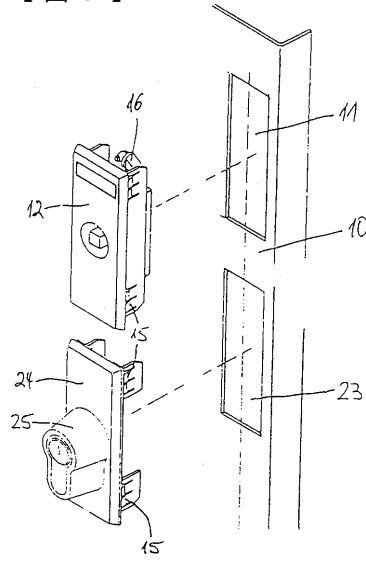


Fig.3

【 図 2 】

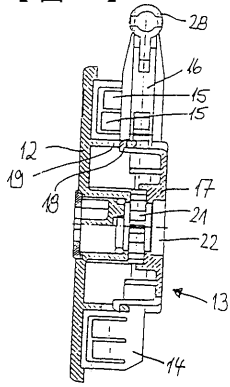


Fig.2

【 図 4 】

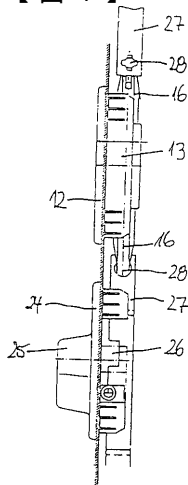


Fig.4

フロントページの続き

(72)発明者 ルンゲ, フリードヘルム

ドイツ連邦共和国 デー 4 2 3 4 9 ヴツペルタール ウンテルコールフルト 2 3

審査官 住田 秀弘

(56)参考文献 特公昭42 - 4919 (JP, B1)

実開昭57 - 29642 (JP, U)

実開昭57 - 38453 (JP, U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

E05C 9/00 - 9/20

E05B 9/08